

## 第4章

# くらし

### 都市像

## 4

### 地域が社会を築く安心都市

#### 市民生活政策

- 施策1 地域コミュニティの活性化の推進
- 施策2 安全安心施策の推進
- 施策3 人権尊重と男女共同参画社会の推進

#### 保健福祉政策

- 施策1：健康づくりの推進
- 施策2：質の高い地域医療体制の充実
- 施策3：高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり
- 施策4：障がい者の自立と社会参加の環境づくり
- 施策5：健康を守る安全な生活環境づくり
- 施策6：国民健康保険事業等の適切な実施
- 施策7：生活保護の適正な実施と自立促進
- 施策8：福祉サービスの適正化の推進

## 消防政策

施策1 火災や自然災害対策の推進

施策2 救急・救助の高度化

施策3 火災予防対策の推進

## 防災危機管理政策

施策1 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

## 政策名

## 市民生活政策



- 施策1：地域コミュニティの活性化の推進  
 施策2：安全安心施策の推進  
 施策3：人権尊重と男女共同参画社会の推進

## 望まれる姿

安全安心な暮らしを支えるまち

## 部局の使命

身近な絆の象徴である地域コミュニティの活性化や、人を大切に支え合う仕組みづくりを進めるとともに、交通事故や消費者被害に遭わない環境整備の充実により、誰もがいつまでも安全・安心で快適に暮らせる市民生活が実現することを目的としています。

## 政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
安全・安心な暮らしの状況を確認できる件数	6.6件	↘

## 問題点の整理

## 《施策1》

- 地域コミュニティの中心として活躍している住民自治組織（町内会等や地区自治協議会）の活動への参加・参画者の減少により住民相互のつながりが希薄化し、複雑で広域化、多様化する地域課題を解決するために必要な地域コミュニティの活力の低下が懸念されます。特に若い世代の急速な人口減少などにより既存の地域コミュニティの維持も困難となることが予測されます。

## 《施策2》

- 高齢者の交通事故が高い割合を占めています。また、消費者を取り巻く環境が国際化・高度情報化していることに伴い多様化、複雑化するなか、消費者被害も巧妙化、深刻化してきています。

### 《施策3》

- 他者の人権や多様性への理解不足から、偏見や差別、暴力など人権問題が発生しています。また、社会通念やしきたり、職場、地域活動など社会全体で、性別に基づく固定的な役割分担意識が依然として残っています。

## 問題解決の方向性

### 《施策1》

- 市民等、住民自治組織、事業者、行政など関係するすべての主体が力を合わせて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すために施行した「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」及び「佐世保市地域コミュニティ推進計画」により、地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進します。また、若い世代の結婚希望を地域社会全体で支えていく仕組みづくりを推進します。

### 《施策2》

- 警察等関係機関との連携の下、防犯意識の啓発や自主防犯活動への支援、交通弱者である高齢者や幼児に重点を置いた交通安全教室の拡充等による安全意識の高揚により、安全で安心して暮らせる環境づくりを図り、治安のよいまちづくりに貢献します。また、消費者被害の未然防止のため、消費生活に対する意識啓発を推進していきます。

### 《施策3》

- 「佐世保市人権教育・啓発基本計画」により、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、尊重しあう社会を目指し啓発に取り組みます。また、「佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例」及び「佐世保市男女共同参画計画」による事業の実施により各分野における女性活躍を推進し、仕事と生活の調和のとれた男女共同参画社会の実現を目指します。

## 西九州させぼ広域都市圏における方向性

### 《生活関連機能サービスの向上》

- 広域化により多くの結婚希望者が出会える場を創設し、婚活イベント等の情報発信を連携することで成婚者の増加を促し、人口減少の抑制に繋がっていきます。
- 圏域内で男女共同参画について啓発セミナー等を実施し、開催に係るノウハウや講師・講演の情報を共有するとともに、住民の意識向上を図っていきます。

## 施策 1: 地域コミュニティの活性化の推進

### [ 施策の目的 ]

地域コミュニティの活性化を継続的かつ計画的に推進し、市民等がお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
町内会加入率	82.4%	82.4%
地区自治協議会の活動への参加者数	107,001 人	112,350 人

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 市民は、住民自治組織が安全安心な生活を送るために重要な役割を担っていることを意識しながら、自らが居住する地域の町内会等へ積極的に加入し、その活動へ主体的に参加・参画することが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

地域包括ケア 多文化共生

#### ●町内会の活性化



身近な地域の自治を支えている町内会等が多様な社会環境の変化を捉えながら、元気に活動を持続できる環境整備や町内会への加入促進を支援します。また、町内会が単独で実施するより、広い範囲で取り組むほうが効率的で、効果も期待できる活動は、地区自治協議会が担うなど、それぞれの役割分担を明確化することで、お互いに協力できるような体制づくりを推進します。

#### ●地区自治協議会の運営・活動の充実

地域包括ケア



地域づくりに行政と一緒に取り組むパートナーとして、地域の活性化や課題解決に向けた活動に取り組むことが期待される、地区自治協議会の運営や活動の充実に向けて支援します。また、公立公民館をコミュニティセンター（仮称）に移行し、従来の生涯学習の実践の場としての機能に加えて、地域づくりのための活動拠点としての機能充実を図ります。

#### ●地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化

地域のつながりや住民自治組織が担う役割の重要性を理解してもらうため、継続的な情報発信や意識啓発に取り組みます。

また、地域活動を支える人材の育成、地域コミュニティの機能を補完する組織として期待されるNPO（市民活動団体等）の支援などを通して、地域の基盤を強化し、その活性化に努めていきます。

### ●若い世代の結婚支援

結婚したいと考える若い世代の希望を実現できるよう、結婚を多くの市民とともに社会全体でサポートする取り組みを進めます。

また、民間活動との連携や結婚を促し動機が高まる仕組みづくりを検討します。

### [ 民間の役割 ]

●住民自治組織は、地域コミュニティの中心的な担い手として、誰もが参加しやすい開かれた組織を目指し主体的な活動を行うとともに、市民の町内会等への加入促進や、活動への参加・参画及び交流の促進に取り組むものとします。また、自らの活動に関する情報を積極的に市民等に提供します。

●事業者も地域社会の大切な一員であり、住民自治組織の活動への参加や協力を努めるとともに、各事業所に勤務する従業員に対し居住する地域の町内会への加入の促進や地域活動への参加・参画に配慮することが望まれます。

●地区自治協議会は、町内会の支援等地域コミュニティの維持、再構築又は形成に関することや、地域課題の解決、地域の活性化に取り組めます。

## 施策 2:安全安心施策の推進

### [ 施策の目的 ]

誰もが安全で安心した日常生活を送れるようにすることを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
刑法犯罪認知件数	786 件	586 件
交通事故発生件数	861 件	698 件
消費生活相談・市民相談応答率	99.3%	100%

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 市民一人ひとりが、防犯や交通安全に対する意識を高め、また、消費行動に関する適切な知識を広めて、「自らの安全は自らで守る」という意識を持ちながら、日々行動することが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●防犯施策の推進

警察等関係機関、自主防犯組織等との連携・協力体制の強化を図るとともに、防犯協会や暴力追放運動推進協議会の活動に対する支援を行うことにより、市民の防犯意識啓発を図ります。

また、更生保護協会や同女性会との連携やその活動への支援の強化を図り、再犯防止に取り組みます。

#### ●交通安全意識の啓発

高齢者や幼児を対象にした出前型の交通安全教室等を積極的に展開するとともに、警察や交通安全協会等と協力して交通安全運動を実施することにより、広く市民に対して交通安全意識の啓発を図ります。

#### ●安全な消費生活のための環境づくり

消費生活に関する様々な相談業務に対応していきます。また、架空請求や振り込み詐欺、悪質商法等への対処法について、広報・啓発に努めるとともに、消費生活出前講座の開催を通じて、広く市民に対して消費生活に関する適切な情報を提供し、日常生活における意識の啓発を図ります。



- **災害時用備蓄品の確保**

災害発生に対応するため、被災者の救援に必要な災害時用備蓄品の確保を図ります。

- **犯罪被害者等に対する支援**

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進、並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする「佐世保市犯罪被害者等支援条例」の基本理念に基づき、犯罪被害者等に対する支援を行います。

### [ 民間の役割 ]

- 各地区の交通安全協会・交通安全母の会・交通少年団等の交通安全組織は、相互に協力するとともに、佐世保市や警察等と連携し、充実した組織活動を行います。
- 自主防犯組織等は、「自分たちの安全は自分たちで守る」という意識を高め、佐世保市や警察等と連携し、地域の防犯活動に取り組みます。更生保護協会等は、再犯防止の立場から更生保護の支援や環境づくりの推進に努めます。

## 施策 3: 人権尊重と男女共同参画社会の推進

### [ 施策の目的 ]

市民が全ての人の人権を尊重し、多様性を認め偏見や差別、暴力などがなく、性別にかかわらずだれもが活躍できる社会をつくることを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
人権相談件数	329 件	277 件

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 市民一人ひとりが人権尊重や男女共同参画についての理解を深め、自らが人権尊重・男女共同参画社会を形成する一員として、適切に行動することが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●人権への理解を深める啓発

様々な人権（同和問題・女性・高齢者・子ども・障がい者・性的少数者・外国人など）について市民が正しく理解し、相手を尊重した言動をとることができれば人権問題に関する相談件数も減少すると考えられます。そのため、人権擁護委員協議会や人権啓発推進協議会など関係団体等と連携して人権に関する講演会等や企業・地域への出前講座など啓発活動を行います。その一方で、開かれた相談窓口も重要であるため、人権擁護委員の常設相談や各地区公民館等での特設相談へ継続して支援を行い、市民が人権問題に関して気軽に相談できる窓口を確保します。

#### ●男女共同参画社会の推進

男女共同参画推進センター「スピカ」を拠点として男女共同参画に関するセミナーや講演会を行い、性別にかかわらず仕事と生活の調和の実現に向けた支援や多様な分野における女性活躍の機会拡大を推進します。

また、女性相談等によるDV等被害者の支援やさせば女性活躍推進協議会と連携して女性が活躍できる環境の整備を推進します。

### [ 民間の役割 ]

- 事業所は、全ての人の人権に配慮し、全ての労働者が活躍できる環境の整備に努めることが望まれます。

## 政策名

# 保健福祉政策



- 施策 1：健康づくりの推進
- 施策 2：質の高い地域医療体制の充実
- 施策 3：高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり
- 施策 4：障がい者の自立と社会参加の環境づくり
- 施策 5：健康を守る安全な生活環境づくり
- 施策 6：国民健康保険事業等の適切な実施
- 施策 7：生活保護の適正な実施と自立促進
- 施策 8：福祉サービスの適正化の推進

## 望まれる姿

誰もが、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまち

## 部局の使命

健康を支える環境や地域医療の体制など、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できる体制をつくり、地域共生社会を目指して誰もが共に支え合い、いくつになっても健やかに安心して暮らせるまちづくりが実現することを目的としています。

## 政策の指標

社会指標	現状値 (平成 29 年度)	目指す方向
平均寿命に対する健康自立度	97.53%	↗

## 問題点の整理

### 《施策 1》

- 健康づくりには、市民一人ひとりが日常生活の中で健康に留意した生活を送ることが重要になりますが、健康づくりに取り組む市民の割合は 60.5%（佐世保市まちづくり市民アンケート調査結果）と低い状況にあります。

### 《施策 2》

- 超高齢社会を迎え、今後も医療や介護サービスを受けながら生活する高齢者の増加が予測されることから、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、急性期から回復期、慢性期、在宅までを含めた一体的な医療提供体制の整備が必要ですが、現状では十分

とは言えない状況です。

#### 《施策3》

- 単身高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加していく中、高齢者が安心して生活を送るための支援はますます必要となりますが、人間関係の希薄化などにより、現状では地域で支え合う体制が十分に整っているとは言えない状態です。  
また、介護給付費の増大や介護人材の不足が深刻な問題となっており、介護保険制度の持続可能性に不安があります。

#### 《施策4》

- 障がい者に必要なサービスを提供していく中で、障がいの程度の重度化・高齢化等を見据え、地域で安心して暮らしていけるような様々な支援の仕組みが十分とは言えない状況です。

#### 《施策5》

- 食品流通の発達、市民の行動範囲の広域化に伴って、全国的に広域食中毒の事案が発生する傾向にあり、未然に防ぐための対策が十分とは言えない状況です。

#### 《施策6》

- 将来的に医療費の増大が予想され、自らの生活の質に影響を及ぼす脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎臓病のリスクとなる高血圧の被保険者が多くなっています。

#### 《施策7》

- 生活に困窮する方に対し必要な生活保護を実施した上で、いかに生活保護からの自立を助長できるかの支援や取組が十分とは言えない状況です。

#### 《施策8》

- 介護保険サービス事業者等が運営基準違反や給付費の不正請求等を行う事例が発生しています。

### 問題解決の方向性

#### 《施策1》

- 市民の主体的な健康づくりの推進に向け、民間と連携して情報発信や機会提供を充実させるとともに、地域活性化を目指します。

#### 《施策2》

- 「長崎県医療計画」により、医療機能の分化・連携を推進し、良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制の構築を図ります。  
また、医療・介護関係者の連携を進め、地域包括ケアシステム※の推進に取り組みます。

### 《施策3》

- 地域において介護予防や高齢者の生活支援に取り組む団体を支援し、地域で互いに支え合う体制づくりを推進することで、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指します。  
現状と将来の高齢者のニーズを十分に把握し、適切なサービスにつなぐとともに、介護人材の確保に努めます。

### 《施策4》

- 障がい者を含むすべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を図ります。

### 《施策5》

- 国の広域連携協議会（広域的な食中毒事案に対処する機関）に参加し、国、都道府県等との連携を強化することで、食品の安全性確保を推進します。

### 《施策6》

- 国民健康保険については、必要な保険給付を行うとともに、保険税の徴収や保健事業を実施し、高血圧に着目した生活習慣病等の重症化予防並びに医療費適正化対策等に取り組みます。  
後期高齢者医療については、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携の下、申請受付や保険料の徴収等を行います。

### 《施策7》

- 生活に困窮する方への相談窓口を広く設けるとともに、ハローワークとの連携により対象者に応じた就労支援を行い、就労・自立に向けた支援の継続を図ります。

### 《施策8》

- 法令や条例等の基準に基づき、社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者に対し、指導監査を実施して、事業の運営の適正化を図ります。

## 西九州させぼ広域都市圏における方向性

### 《生活関連機能サービスの向上》

- 「医療提供体制の充実」や「在宅における医療・介護分野の一層の連携推進」に向け、県の役割や中心市の役割を一定考慮しつつ、実施すべき事業について、広域で取り組んでいきます。
- 障がい者に関わる「地域での生活支援」や「社会参加・就労支援」の理解促進、啓発事業について、研修等により広域的に実施していきます。

## 施策 1:健康づくりの推進

### [ 施策の目的 ]

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命を延伸することを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 5 年度)
平均自立期間*	78.96 年	80.50 年
(男)	83.74 年	84.19 年
(女)		

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 健康づくりに対する意識を高く持ち、自らが進んで様々な健康づくりに努めることが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●官民連携による健康づくりの推進

関係機関や民間事業者等と協力・連携して、食・運動・測定などの各分野で健康づくりに関する情報発信や各種機会を充実させるとともに、健康づくりに取り組むきっかけとして「健康ポイント」を導入するなど、市民の主体的な健康づくりを推進します。

#### ●がん検診の充実

がん検診の重要性など正しい知識等を普及・啓発するとともに、未受診者への受診勧奨等を行い、受診率向上を図り、がんの早期発見に努めます。

#### ●感染症等の予防対策の推進

感染症等に対する正しい知識等を普及・啓発し、感染症等の発生予防・蔓延防止に努めるとともに、発生時に迅速かつ適切に対応するため、県等の関係機関と連携し、健康危機管理体制の強化に努めます。

#### ●高齢者の社会参加への支援

高齢者が気軽に外出できるように敬老特別乗車証を交付するとともに、地域での敬老行事や老人クラブ活動の支援及び老人福祉センター等の適切な管理運営に努め、高齢者の社会参加などを支援します。

## [ 民間の役割 ]

- 民間企業等は、「健康経営<sup>※</sup>」の重要性を理解し、各種健（検）診の受診勧奨や生活習慣の改善等に取り組み、従業員の健康づくりを積極的に推進することが望まれます。

「平均自立期間」

（単位：年）

※出典：長崎県健康増進計画「健康ながさき21（第2次）」

中間見直し版（平成30年3月 発行）

H22	男性	女性
全国	78.17	83.16
長崎県	77.55	83.23
佐世保市	77.53	83.15

H27	男性	女性
全国	79.24	83.71
長崎県	78.98	83.79
佐世保市	79.33	84.24

H22 からみた H27 の伸びの比較	男性	女性
全国	+1.07	+0.55
長崎県	+1.43	+0.56
佐世保市	+1.80	+1.09

## 施策 2: 質の高い地域医療体制の充実

### [ 施策の目的 ]

市民が住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、質の高い地域医療体制を充実させることを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
救急患者の受入病院決定率	99.3%	99.3%
人口 10 万対あたりの在宅療養支援医療機関数 (病・診)	15.6 施設	23.6 施設
医療施設等の立ち入り検査における検査項目の適合率	97.9%	100%

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 地域医療体制について正しく理解し、状況に応じて適切な医療機関・医療サービスを選択することが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ● 適切な救急医療体制の維持



佐世保市総合医療センターを中心として、地域の医療機関とともに、初期、二次、三次救急医療体制の機能分担を推進し、適切な救急医療体制を維持します。

#### ● 良質で適切な医療・介護の提供



医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくため、医療・介護等の各関係団体等との連携により、患者・利用者等の効率的かつ正確な情報共有の確立に向けて、ICTの活用も視野に入れた検討を行い、患者・利用者等の状況に応じた、良質で適切な医療・介護サービスを、効果的に提供する体制を構築します。

#### ● 地域医療を守るための取組



地域医療体制を維持するためには、医師や看護師をはじめとした医療人材の偏在・不足の解消が不可欠であることから、県との役割の明確化と連携強化により人材の確保を図るとともに医療機能の効率化により、医療サービスの維持に向けた取組を進めます。

また、医療を受ける住民が、地域医療へ関心を持ち、地域医療を支える協力者として状況に応じた選択を行っていただけるよう、医師会等と協力し、“救急車の利用”や“救急医療機関の受診”などについて「適切な医療のかかり方」の普及啓発に努めます。

### ●適正な医療提供体制の確保

医療施設等に対し定期的に立ち入り検査を実施し、関係法令の遵守及び適切な管理状況の確認、必要に応じた改善指導等を行うことで、適正な医療提供体制の確保に努めます。また、患者やその家族が安心して医療を受けることができるよう、医療安全支援センターにおいて医療相談に対応します。

### [ 民間の役割 ]

- 医療提供施設は、良質で適切な医療を提供するとともに、それぞれの有する医療機能に応じた、病病連携※・病診連携※を推進し、患者に対する切れ目のない医療の提供に努めます。
- 医師会を中心とした在宅医療・介護連携を推進する各種団体は、更にその取組を進め、地域包括ケアシステム※の構築に努めます。

## 施策 3: 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

### [ 施策の目的 ]

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
要介護者以外の割合	86.7%	86.7%

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 日常生活の中で、高齢者が自ら進んで介護予防や生きがいづくりに心掛けることが望まれます。
- すべての市民が、家庭や地域活動を通じて高齢者の日常生活を支援し、お互いに支え合う地域づくりに努めることが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ● 介護予防等の促進



介護予防に資する運動や住民集いの場といった地域住民が主体となって取り組む介護予防活動を民間関係者と連携して促進し、高齢者が要介護状態等となることの予防を図ります。

#### ● 地域における生活支援サービスの充実



介護事業所が提供するサービスに加え、地域住民やボランティア団体等の多様な主体が提供する生活支援サービスを充実し、高齢者が認知症や要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステム※による地域づくりにつなげます。

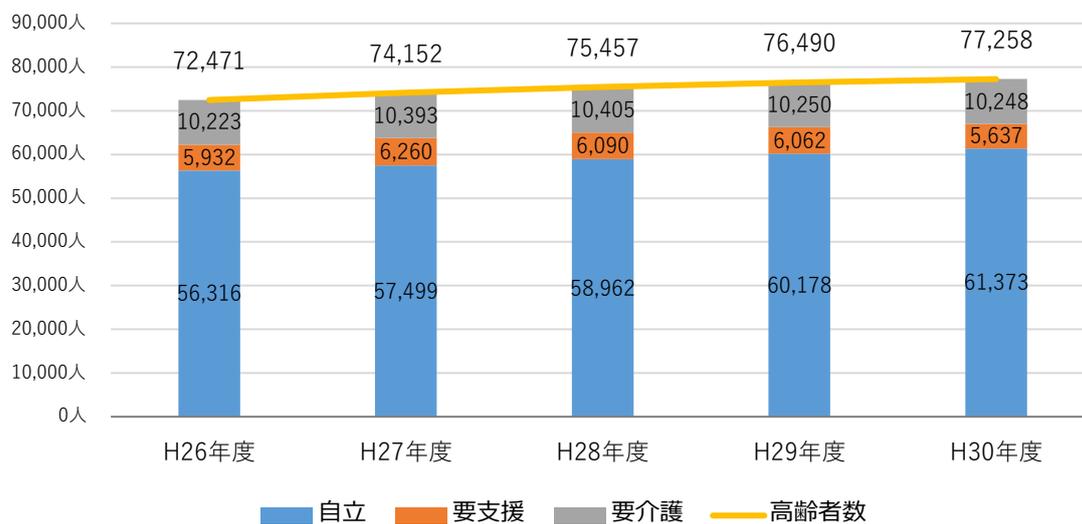
#### ● 介護保険制度の適正な運営

介護が必要となった方の状態にあった適切なサービス提供ができるよう、現状と将来の需要を勘案した施設整備を行うとともに、介護保険制度の適正な運営に努めます。  
また、介護事業所や介護従事者等の現状とニーズを十分に把握するとともに、効果的な研修の方法などを検証し、介護人材の確保と資質の向上に努めます。

## [ 民間の役割 ]

- 介護事業者、住民によるボランティア、NPO、民間企業は、高齢者の介護予防と日常生活の支援に参加し、高齢者を地域で支える体制づくりに取り組むことが望まれます。

高齢者数と要介護認定者数の推移



## 施策 4:障がい者の自立と社会参加の環境づくり

### [ 施策の目的 ]

障がい者が地域で社会参加しながら、自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
入所施設などから地域生活に移行した障がい者の数	8 人	10 人

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 障がいの有無に関わらず、誰もが普通に暮らせる社会を構築するというノーマライゼーション※の理念を理解し、地域で障がい者の自立した生活を支え合うことが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援を行います。

#### ●障がい者の視点に立った総合的な支援



障がい者が必要とするサービスを適切に受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、障がい者の視点に立った総合的な支援を行います。

#### ●障がい特性に配慮した支援

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等それぞれの特性に配慮した支援を行います。

#### ●社会的障壁の除去



関係機関や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や市民一般の幅広い理解のもと、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

### [ 民間の役割 ]

- 障害福祉サービス事業者は、障がい者の障がい特性、能力や適性に応じた介護や訓練等のサービスを提供するほか、民間企業を含む関係団体とともに障がい者を地域で支える体制づくりに取り組むことが望まれます。

## 施策 5: 健康を守る安全な生活環境づくり

### [ 施策の目的 ]

食中毒など生活衛生に起因する健康被害の発生を、未然に防止することを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
重篤な食中毒発生件数	1 件	0 件
生活衛生許可施設等における健康被害発生件数	0 件	0 件

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 食品の安全、生活環境の安全、狂犬病の予防など、生活衛生に関する知識を深め、日常生活の中で健康被害を防止する対策を実践することが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●食品の安全性確保

食品の安全を確保し食中毒等の健康被害を防止するため、国・都道府県等との健康危機管理体制を強化し、事業者自らが行う衛生管理制度 H A C C P※の推進及び基準不適合の食品等の事業者に対して改善指導を行います。

#### ●生活環境の安全性確保

生活環境に起因する健康被害を防止するため、生活衛生関係施設等に対する監視指導を行います。

#### ●狂犬病の予防・動物愛護

狂犬病の発生を防ぎ、快適な生活環境を維持するため、新たな動物愛護管理施設を拠点として、狂犬病予防接種率の向上、犬猫等の適正飼養など動物愛護について啓発を行います。

### [ 民間の役割 ]

- 佐世保市食品衛生協会をはじめとした生活衛生関係団体には、生活衛生分野の課題を共有し、公衆衛生の向上を図る役割が望まれます。

## 施策 6: 国民健康保険事業等の適切な実施

### [ 施策の目的 ]

被保険者が、安心して医療を受けることができ、健康を保持・増進することを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
特定健診受診者の血圧Ⅱ度以上の割合	5.5%	5.0%
国民健康保険税収納率（現年度分）	92.55%	92%

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 国民皆保険の基盤となる国民健康保険制度を理解して、納税義務を果たし、自らの健康の保持・増進を図ることが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ● 重症化予防等の取組

本市の国民健康保険被保険者の最重要健康課題である血圧の検査結果が高値である方に対して、保健師等による特定保健指導を実施し生活習慣の改善を支援するとともに、治療を要する被保険者に対し医療機関受診や治療に繋げる生活習慣病重症化予防に取り組むなど、被保険者の健康の保持・増進を支援するほか、医療費適正化対策を実施します。

#### ● 保険税収納率向上の取組

納税義務者の納税意識の啓発や、適正な滞納整理を実施するなど、保険税の収納率向上に取り組めます。

#### ● 後期高齢者医療に係る広域連合との連携

制度の運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、保険料の徴収、各種申請・届出の受付など、市としての役割を果たします。



特定保健指導（個別）の様子



特定保健指導（集団）の様子

## 施策 7: 生活保護の適正な実施と自立促進

### [ 施策の目的 ]

最低限度の生活を保障するため生活保護の適正な実施と生活保護からの自立を促進することを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
就職・稼働収入増による自立世帯数	89 世帯	110 世帯

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 健康の保持及び増進に努め、収入支出その他生計の状況を適切に把握し、自立した生活を送ることが望まれます。
- 生活保護にいたる前に生活困窮の段階で相談を行うことが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●生活保護の適正実施

市民が必要に応じ生活保護の相談を行い、健康で文化的な最低限度の生活支援を受けることができる体制の充実を図ります。また、生活保護制度の見直しへの対応を行うとともに、訪問活動による実態調査、医療・介護費の調査分析及び収入・資産等の各種調査を行い、生活保護の適正実施を図っていきます。

#### ●自立支援の促進

被保護者に対しては、ケースワーカー及び就労支援相談員による就労・自立に向けた支援を行います。

また、生活困窮世帯に対しては、国の「生活困窮者自立支援事業」を通して、貧困の連鎖を断ち切るための事業を実施するとともに、関係機関との連携を図り、自立に向けた支援を行います。

生活保護世帯数等の推移

(単位：世帯)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平均
自立世帯数	81	94	110	115	89	97.8
生活保護世帯数	4,249	4,237	4,218	4,181	4,121	4,201.2
うち高齢者世帯数 (割合)	2,107 (49.6%)	2,199 (51.9%)	2,294 (54.4%)	2,362 (56.5%)	2,416 (58.6%)	2,275.6 (54.2%)

## 施策 8: 福祉サービスの適正化の推進

### [ 施策の目的 ]

市民が、安心して福祉サービスを利用できることを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
指導監査における指摘事項について事業者が改善した割合	100%	100%

### [ 施策の方向性 ]

#### ●福祉サービスの適正な運営支援

社会福祉法人、介護保険・障害福祉サービス事業者に対して、実地指導や監査等を実施することで、適正な運営を支援します。

### [ 民間の役割 ]

●社会福祉法人は、関係法令等を遵守して、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。

また、介護保険・障害福祉サービス事業者は、関係法令等を遵守し、利用者に対して適切なサービスの提供を行い、保険者等に対して報酬等の適正な請求を行います。

# 政策名

## 消防政策



- 施策 1：火災や自然災害対策の推進
- 施策 2：救急・救助の高度化
- 施策 3：火災予防対策の推進

### 望まれる姿

住む人と訪れる人たちが安全・安心を実感できるまち

### 部局の使命

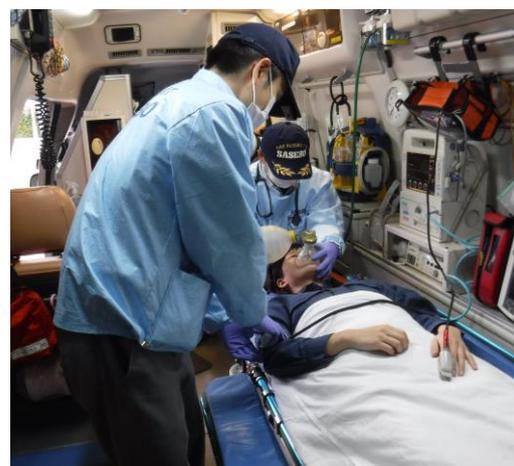
火災や自然災害並びに救急・救助に迅速かつ的確に対応するとともに、火災予防対策を推進することで、住む人と佐世保を訪れる人たちが安全・安心を実感できるまちづくりを目的としています。

### 政策の指標

社会指標	現状値 (平成 30 年度)	目指す方向
建物火災 1 件あたりの焼損床面積	41.2 m <sup>2</sup>	↘
心肺停止患者の 1 カ月後の生存率	12.4 %	↗



消火活動の状況



救急活動の状況

## 問題点の整理

### 《施策1》

- 火災や気候変動などによる広域的な自然災害によって、各地で甚大な被害が相次ぎ、多くの尊い生命が犠牲となっています。

また、地域防災の中核的な役割を担う消防団員は、少子高齢化や就業形態の変化などによって全国的に減少し、地域の防災力に与える影響が懸念されています。

### 《施策2》

- 超高齢社会を迎え、急病や怪我などの救急が増加する一方、災害や事故も複雑になり人命の救出・救助が困難な事例も多くなっています。

また、市民の救急車の適正利用や予防救急に関する意識は高まりつつあるものの、十分に浸透しているとは言えません。

### 《施策3》

- 火の取り扱いに関する不注意などの火災によって、市民の生命や身体、財産に被害が生じています。

また、超高齢社会に伴い毎年火災による高齢者の死者が発生しています。

## 問題解決の方向性

### 《施策1》

- 消防庁舎のほか、通信指令システムや消防用資機材、消防水利などを計画的に更新整備し、これらの機能を最大限に活用します。

また、消防団の重要性について地域社会へ理解を求めるとともに、広く市民に消防団への加入を促します。

### 《施策2》

- AED（自動体外式除細動器）を使用した救命処置の普及を促進しながら、重症度の高い傷病者を一人でも多く救命できる救急体制や困難な事件事例に即応できる救助体制の高度化に取り組みます。

また、救急車の適正利用や予防救急に関する市民の理解を深めるため、意識の啓発と各種の事業展開に努めます。

### 《施策3》

- 市民と消防が連携して火災の予防に取り組み、人命や財産を守り、高齢者などの被害を軽減します。

また、さまざまな施設に法令遵守や防火管理の指導を行うことで火災予防対策を推進します。

## 施策 1: 火災や自然災害対策の推進

### [ 施策の目的 ]

市民の生命を火災や自然災害から守ることを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
消防隊の出動から放水開始までの時間	6.4 分	6.0 分
人口千人あたりの消防団員数	6.9 人	7.0 人

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 有事の際にも冷静に 119 番通報が行え、大雨や台風などの自然災害時においても自分の命を守る行動がとれるとともに、消防団への入団をはじめとした各種地域防災活動に取り組む姿勢が望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●火災による被害の軽減

119 番通報を受け付ける通信指令システムの機能を駆使し、火災の種別や規模に応じた消防隊の選定と出動指令を確実にを行います。

また、消防車両や資機材、防火水槽などを有効に活用した効果的な消火活動を展開します。

#### ●自然災害に対する備え



風水害対策用の資機材を整備するとともに、人命を最優先とした情報収集のほか、災害広報や避難誘導に即応できる機能を強化します。

#### ●消防団の充実強化

郷土愛護の精神と使命感を持った消防団員は、その多くが被雇用者であることから就業先の理解はもとより、全ての事業所の協力を得ながら活動の充実と入団しやすい環境づくりを推進するとともに、消防施設や資機材を計画的に更新整備し、地域防災の中核となる組織づくりを目指します。

併せて、消防団活動の意義や魅力を発信し市民の理解を深めます。

#### ●組織と人づくり

消防職員や消防団員の技術が最大限に発揮できるよう、組織運営や研修・訓練のあり方に工夫を重ね、各種の災害に柔軟に即応できる体制づくりを推進します。

## 施策 2: 救急・救助の高度化

### [ 施策の目的 ]

重症度の高い傷病者を一人でも多く救命するとともに、各種の事故に即応できる高度な体制を整備することを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
救急隊の出動から病院到着までの時間	35.9 分	35.0 分
救急隊が行う救命処置の適正化率	100%	100%

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- A E D (自動体外式除細動器) を使用した一次救命処置に関する理解と技術が浸透し、有事の際にも冷静沈着に行動できるほか、救急車の適正利用や予防救急の意識が高まっていることが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ● 生存率の向上



救急救命士の計画的な養成と市民による応急救護に加え、医師の指導による高度な救命処置や隊員の研修制度を更に充実させ、傷病者の生存率の向上を目指します。

#### ● 救助技術の高度化



救助用資機材の整備を進めながら、隊員の救助技術の高度化を図り、各種の事故から市民の安全を守ります。

#### ● 救急車の適正利用と予防救急



救急車の適正利用や家庭内事故、熱中症の防止など予防救急に関する事業を展開し、効果的で効率的な救急業務を推進します。

### [ 民間の役割 ]

- 佐世保市医師会、救急指定病院及び救命救急センターは、救急隊が行う救命処置に関する指導や助言、病院実習等による病院前救護体制を消防局と連携して構築し、地域における救急の高度化に取り組みます。

## 施策 3: 火災予防対策の推進

### [ 施策の目的 ]

火災予防の意識を高めることで、火災のない安全なまちづくりを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
人口 1 万人あたりの火災件数	3.5 件	3.0 件

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 地域で実施される防火教室などへ積極的に参加して火災予防の意識を高めるとともに、119番通報や初期消火などの行動を身につけ、火災が発生した時にこれらを適切に行うことが望まれます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●火災予防の推進

地域の防火教室や防火訓練、防火クラブや各種団体への研修を通じて、市民と消防が一体となった対策を行います。

また、住宅用火災警報器の設置や維持管理を推進することで、火災の早期発見や被害の軽減を図り高齢者などの人命を守ります。

#### ●防火指導の充実

多くの人が利用する商業施設や福祉施設、危険物を取り扱う施設などに立入調査を実施して、関係者の法令遵守や防火管理意識の向上を目指します。

### [ 民間の役割 ]

- 婦人防火クラブや少年・幼年消防クラブは、消防による研修などの活動支援を受けながら地域に密着した防火活動を実施します。
- 佐世保地区防災協議会や佐世保市危険物安全協会は、職場における社員の防火研修や消防訓練を消防と連携して積極的に実施します。

## 政策名

## 防災危機管理政策



施策1：災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

## 望まれる姿

災害に強い安心して暮らせるまち

## 部局の使命

災害や緊急事態から市民の生命及び財産を守り、また防災関係機関と連携して、被害を最小限に抑える環境・体制を整え、災害や緊急事態に強いまちにすることを目的としています。

## 政策の指標

社会指標	現状値 (平成30年度)	目指す方向
災害死亡者数	0人	→

## 問題点の整理

- 地震や台風、大雨等による災害により、毎年全国各地で多くの人命が失われ、災害による被害を防止又は軽減することが求められる中、本市においては、近年、大きな災害を経験していないことから「自助精神」「共助精神」といった住民の防災意識や地域での防災活動が低調な傾向にあります。

## 問題解決の方向性

- 各種災害から住民の生命、身体、財産を守るために、住民の防災意識を高め、自助力、共助力の向上を図り、地域における防災体制を強化します。

## 西九州させぼ広域都市圏における方向性

《生活関連機能サービスの向上》

- 大規模災害時の応急対応は自治体単独では困難になることから、他自治体との協定締結等により普段から支援体制等を構築し連携を図っていきます。

- 自主防災組織の結成促進や組織の活性化、地域住民への防災意識を高めること、職員の防災知識の向上等は各自治体がそれぞれ行うべきことですが、防災リーダー養成講習会等の開催を広域で検討していきます。

防災リーダー養成講習会の様子



避難所運営ワークショップの状況

## 施策 1: 災害や緊急事態に対応できる体制の充実強化

### [ 施策の目的 ]

災害や緊急事態に迅速・的確に対応し、市民の生命及び財産を守ることを目的としています。

### [ 施策の目標 ]

K P I (重要業績評価指標)	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)
地域型防災訓練実施率	18%	100%

### [ 市民に求められる基本的な姿勢・役割 ]

- 避難場所の確認など、自主的な防災対策を行うとともに、災害発生の可能性が高まったときには、自ら判断して避難するなど、「自助」が定着することが望めます。
- 地域の防災訓練等の防災活動に自主的に参加し、災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、近隣住民への避難の呼びかけや要配慮者の避難誘導を行うなど、地域内での「共助」を実践することが望めます。

### [ 施策の方向性 ]

#### ●総合的な防災・危機管理体制の確立



本市の災害について、その予防、応急対策及び復旧などを定めた「地域防災計画」、武力攻撃を受けた場合や大規模テロが発生した場合に備え、迅速、的確な保護措置を定めた「国民保護計画」や、いかなる災害が発生した場合でも致命的なダメージを回避するための取組の方向性を示した「国土強靱化地域計画」を時勢の変化等に応じて適正に見直していきます。

また、これらの計画により、総合防災訓練等の実施を通じた国、県、その他の防災関係機関との連携強化、災害や緊急事態発生時に最大限即応できる防災関係機関等との総合的な防災・危機管理体制の確立、地域の強靱化に資する事業推進を図ります。

#### ●地域における防災体制の強化



令和5年度末を目標に市内の全ての地区自治協議会が当該地区の地区防災計画を策定できるよう支援を行います。また、地域型防災訓練の支援や防災研修会等の実施により、地域住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成強化及び防災リーダーの育成に努めます。

●市民への防災情報の発信

災害が発生する恐れのある場合又は災害発生時には、市民に対して、避難情報等の緊急情報を迅速かつ的確に情報伝達できるよう、戸別受信機を導入するなど防災行政無線の機能を強化するとともに、テレビのデータ放送、災害情報配信メール等の情報入手手段の周知を図り、市民の早期の避難や被害の軽減を図ります。

●大規模災害発生時の対応

「地域防災計画」又は「国民保護計画」により、「佐世保市災害対策本部」又は「佐世保市国民保護対策本部」を迅速に設置し、被害情報等の収集、人命の救助、市民への避難の指示や勧告等の伝達、国、県その他の防災関係機関や各種協定締結団体等への支援の要請等を行うなど、市民の生命及び身体の保護を最優先とした必要な対応を行います。

地域型防災訓練の様子



地元消防団の誘導により地区公民館へ避難



消火訓練



地震体験



煙体験